(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、弘前市長(以下「市長」という。)が行う、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)において使用する用語の 例による。

(認定申請書の添付図書)

- 第3条 施行規則第23条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。
  - (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関(以下「審査機関」という。)の技術的審査を受けた場合にあっては、審査機関が交付する適合証の写し、
  - (2) 登録住宅性能評価機関が発行した設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合していること又は法施行の際現に存する建築物にあっては断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5に適合していること)を活用する場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書の写し
  - (3) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
  - (4) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
  - (5) 登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは 構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試 験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。)を受けた場合にあ っては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法 に関する試験等の結果の証明書の写し
  - (6) 建築基準法第6条第4項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあっては、当該確認済証の写し
  - (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 施行規則第30条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。
  - (1) 審査機関の技術的審査を受けた場合にあっては、審査機関が交付する適合証の写し
  - (2) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書を活用する場合にあっては、当該適合通知書の写しのほか、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し(当該通知及び検査済証が交付されてから認定申請までに、申請建築物について当該通知及び検査済証の内容に係る変更がない場合に限る。)
  - (3) 施行規則第25条第2項(施行規則第28条において準用する場合を含む。)に基づく性能向上計画認定の通知書を活用する場合にあっては、当該通知書の写しのほか、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し(当該通知及び検査済証が交付されてから認定申請までに、申請建築物について当該通知及び検査済証の内容に係る変更がない場合に限る。)
  - (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条(同法第55条第 2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認定の通知書を活用する場合に あっては、当該通知書の写しのほか、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又 は第18条第18項に規定する検査済証の写し(当該通知及び検査済証が交付されてから 認定申請までに、申請建築物について当該通知及び検査済証の内容に係る変更がない 場合に限る。)
  - (5) 登録住宅性能評価機関が発行した建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5に適合していること又は法施行の際現に存する建築物にあっては断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級3、等級4若しくは等級5に適合していること)を活用する場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書の写し(当該評価書が交付されてから認定申請までに、申請建築物について当該評価書の内容に係る変更がない場合に限る。)
  - (6) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅 又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当 該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
  - (7) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
  - (8) 登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは 構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等を受けた場合にあっ ては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に 関する試験等の結果の証明書の写し
  - (9) 建築基準法第6条第4項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあっては、当該確認済証の写し
  - (10) その他市長が必要と認める書類

(市長が不要と認める図書)

第4条 施行規則第23条第3項の規定に基づき市長が不要と認める図書は、次のとおりと する。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号に掲げる図書を添付する場合にあっては、各種計算書
- (2) 次に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、当該図書
  - ア 前条第1項第3号に掲げる住宅型式性能認定書の写しを添付する場合にあっては、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価(登録住宅型式性能認定等機関が行う技術的審査を含む。以下同じ。)の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
  - イ 前条第1項第4号に掲げる型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付する場合 にあっては、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請にお いて明示することを要しない事項として指定されたもの
- (3) その他市長が不要と認める図書
- 2 施行規則第30条第3項の規定に基づき市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。
  - (1) 前条第2項第1号から第5号に掲げる図書を添付する場合にあっては、各種計算書
  - (2) 次に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、当該図書
    - ア 前条第2項第6号に掲げる住宅型式性能認定書の写しを添付する場合にあっては、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価(登録住宅型式性能認定等機関が行う技術的審査を含む。以下同じ。)の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
    - イ 前条第2項第7号に掲げる型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付する場合 にあっては、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請にお いて明示することを要しない事項として指定されたもの
  - (3) その他市長が不要と認める図書

(認定しない旨の通知)

第5条 市長は、法第34条及び法第36条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画 認定の申請が、法第35条第1項の認定基準に適合しないと認めたとき及び法第41条第1 項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請が、法第 41条第2項の認定基準に適合しないと認めたときは、認定しない旨の通知書(様式第1 号)により申請者に通知するものとする。

(認定申請の取下げ)

第6条 法第34条及び法第36条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請又は法第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請を行った者が当該申請を取り下げようとするときは、取下書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(建築完了等の報告)

第7条 認定建築主は、エネルギー消費性能向上に資する建築物の新築等が完了したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築工事が完了した旨の報告書

(建築士による書類を添付する場合は様式第3号、建設工事の施工者による書類を添付する場合は様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(建築等の取りやめ)

第8条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能向上に資する建築物の新築等を取りやめる場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上の新築等を取りやめる旨の申出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。 2 基準適合認定を受けた者は、基準適合認定建築物が滅失したとき又は基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったときは、認定の取りやめ申出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(記載事項等の変更)

第9条 認定建築主は、法第36条第1項の規定による変更以外の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更がある場合は、記載事項等変更届(様式第7号)を市長に届け出なければならない。

(取消通知)

第10条 市長は、法第39条の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画認定を取り消す場合及び法第42条の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を取り消す場合は、認定取消通知書(様式第8号)により、認定建築主に通知するものとする。

(報告の徴収)

- 第11条 市長は、法第37条及び第43条第1項の規定により認定建築主に対し報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書(様式第9号)により認定建築主に通知するものとする。
- 2 前項の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、報告書を(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第12条 市長は、法第38条の規定により認定建築主に対し改善命令をする場合は、改善命令書(様式第11号)により行うものとする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。